

中野区いじめ問題対策連絡協議会規則及び中野区教育委員会いじめ問題対策委員会規則  
の制定について

中野区いじめ防止等対策推進条例が令和3年3月23日の区議会第1回定例会において  
成立したところである。本条例が同年4月1日付で施行されることに伴い、必要な教育委員会  
規則を下記のとおり制定する。

記

1 制定規則

- (1) 中野区いじめ問題対策連絡協議会規則  
(制定する主な内容)  
構成、組織及び運営の詳細を定める。
- (2) 中野区教育委員会いじめ問題対策委員会規則  
組織及び運営の詳細を定める。

2 施行日

令和3年4月1日

3 規則案

第20号議案「中野区いじめ問題対策連絡協議会規則」及び第21号議案「中野区教育委員会いじめ問題対策委員会規則」のとおり